

基準器検査申請書

令和 年 月 日

静岡県知事 様

申請者 住 所

氏 名

〔名称及び
代表者名〕

代理人 住 所

氏 名

〔名称及び
代表者名〕

下記の計量器につき、基準器検査を受けたいので、申請します。

1 検査を受けようとする計量器

種 類	型式又は 能 力	数 量	1個当たり の手数料 (円)	手 数 料 (円)	備 考
合 計					

2 基準器を用いる計量器の検査

3 基準器検査を受けようとする場所及び期日

(1) 場 所

(2) 期 日 月 日

受付処理欄（申請者は記入しないでください。）				
所在場所基準器検査費用		円	受 付 印	
検査手数料と 所在場所基準器検査費用の合計		円		
不 合 格	器 差	構 造		

(注) 1 申請者欄は、基準器検査規則第2条第1項に定める者とする。こと。
2 代理人欄は、代理人により基準器検査を受けるときのみ記入し、委任状を
合わせて提出すること。

基準器検査申請書

令和 年 月 日

静岡県知事 様

申請者 住所
氏名
〔名称及び
代表者名〕代理人 住所
氏名
〔名称及び
代表者名〕

下記の計量器につき、基準器検査を受けたいので、申請します。

1 検査を受けようとする計量器

種類	型式又は能力	数量	1個当たりの手数料 (円)	手数料 (円)	備考
合計					

2 基準器を用いる計量器の検査

3 基準器検査を受けようとする場所及び期日

(1) 場所

(2) 期日 月 日

受付処理欄（申請者は記入しないでください。）

所在場所基準器検査費用	円
検査手数料と 所在場所基準器検査費用の合計	円

- (注) 1 申請者欄は、基準器検査規則第2条第1項に定める者とする事。
2 代理人欄は、代理人により基準器検査を受けるときのみ記入し、委任状を合わせて提出すること。

基準器検査申請書

記入例 (基準分銅)

令和3年2月1日

静岡県知事 様

申請者 住所 静岡市駿河区有明町99
 氏名 静岡駿河(株)
名称及び代表者名 代表取締役社長 駿河一郎

代理人 住所 静岡市葵区追手町9999
 氏名 (株)静岡追手計器
名称及び代表者名 代表取締役社長 静岡太郎

下記の計量器につき、基準器検査を受けたいので、申請します。

1 検査を受けようとする計量器

種類	型式又は能力	数量	1個当たりの手数料(円)	手数料(円)	備考
2級基準分銅	10kg、20kg	26	780	20,280	
2級基準分銅	1kg、5kg	4	640	2,560	
2級基準分銅	500kg	2	8,800	17,600	
合計		32		40,440	

2 基準器を用いる計量器の検査

届出修理事業者の検査

右表の該当事項を記入のこと。

3 基準器検査を受けようとする場所及び期

(1) 場所 静岡県計量検定所

(2) 期日 2月10日

申請者区分	記入事項
特定市の長	定期検査・立入検査(質量基準器以外)
届出製造(修理)事業者	届出製造(修理)事業者が行わなければならない検査
指定製造事業者	指定製造事業者が行わなければならない検査
指定定期検査機関	指定定期検査機関が行わなければならない検査
計量士	計量士が行う適正計量管理事業所(株〇〇)における検査
計量士	計量士が行う定期検査の代検査

受付処理欄 (申請者は記入しないでください。)

受付処理欄 (申請者は記入しないでください。)				受付印
所在場所基準器検査費用		円		
検査手数料と所在場所基準器検査費用の合計		円		
不合格	器差	構造	合計	

- (注) 1 申請者欄は、基準器検査規則第2条第1項に定める者とする事。
 2 代理人欄は、代理人により基準器検査を受けるときのみ記入し、委任状を合わせて提出すること。

基準器検査申請書

記入例 (基準タンク)

令和3年2月1日

静岡県知事 様

申請者 住所 静岡市駿河区有明町99
氏名 静岡駿河計器(株)
名称及び代表者名 代表取締役社長 駿河一郎

代理人 住所
氏名
名称及び代表者名

下記の計量器につき、基準器検査を受けたいので、申請します。

1 検査を受けようとする計量器

種類	型式又は能力	数量	1個当たりの手数料(円)	手数料(円)	備考
液体メーター用基準タンク	全量10.2L	1	13,600	13,600	器物番号9-70
液体メーター用基準タンク	全量5.1L	1	13,600	13,600	器物番号9-71
合計		2		27,200	

2 基準器を用いる計量器の検査

届出修理事業者の検査

右表の該当事項を記入のこと。

3 基準器検査を受けようとする場所及び期

(1) 場所 静岡県計量検定所

(2) 期日 2月10日

申請者区分	記入事項
特定市の長	定期検査・立入検査(質量基準器以外)
届出製造(修理)事業者	届出製造(修理)事業者が行わなければならない検査
指定製造事業者	指定製造事業者が行わなければならない検査
指定定期検査機関	指定定期検査機関が行わなければならない検査
計量士	計量士が行う適正計量管理事業所(株〇〇)における検査
計量士	計量士が行う定期検査の代検査

受付処理欄 (申請者は記入しないでください。)

所在場所基準器検査費用				円	受付印
検査手数料と所在場所基準器検査費用の合計				円	
不 合 格	器 差	構 造	合 計		

- (注) 1 申請者欄は、基準器検査規則第2条第1項に定める者とする事。
2 代理人欄は、代理人により基準器検査を受けるときのみ記入し、委任状を合わせて提出すること。

基準器検査申請書

記入例（基準台手動はかり）

令和3年2月1日

静岡県知事 様

申請者 住所 静岡市駿河区有明町99
氏名 静岡駿河(株)
名称及び代表者名 代表取締役社長 駿河一郎

代理人 住所 静岡市葵区追手町9999
氏名 (株)静岡追手計器
名称及び代表者名 代表取締役社長 静岡太郎

下記の計量器につき、基準器検査を受けたいので、申請します。

1 検査を受けようとする計量器

種類	型式又は能力	数量	1個当たりの手数料(円)	手数料(円)	備考
基準台手動はかり	200kg以下	1	10,500	10,500	
合計		1		10,500	

2 基準器を用いる計量器の検査

届出修理事業者の検査

右表の該当事項を記入のこと。

3 基準器検査を受けようとする場所及び期

(1) 場所 静岡県計量検定所

(2) 期日 2月10日

申請者区分	記入事項
特定市の長	定期検査・立入検査(質量基準器以外)
届出製造(修理)事業者	届出製造(修理)事業者が行わなければならない検査
指定製造事業者	指定製造事業者が行わなければならない検査
指定定期検査機関	指定定期検査機関が行わなければならない検査
計量士	計量士が行う適正計量管理事業所(株〇〇)における検査
計量士	計量士が行う定期検査の代検査

受付処理欄（申請者は記入しないでください。）

所在場所基準器検査費用				円		受付印
検査手数料と所在場所基準器検査費用の合計				円		
不 合 格	器 差	構 造	合 計			

- (注) 1 申請者欄は、基準器検査規則第2条第1項に定める者とする事。
2 代理人欄は、代理人により基準器検査を受けるときのみ記入し、委任状を合わせて提出すること。

基準器検査申請書

記入例 (タクシーメータ用基準器)

令和 3 年 2 月 1 日

静岡県知事 様

申請者 住所 静岡市駿河区有明町99
氏名 静岡駿河計器(株)
名称及び代表者名 代表取締役社長 駿河一郎

代理人 住所
氏名
名称及び代表者名

下記の計量器につき、基準器検査を受けたいので、申請します。

1 検査を受けようとする計量器

種類	型式又は能力	数量	1個当たりの手数料(円)	手数料(円)	備考
タクシーメータ装置検査用基準器	主ローラーの円周の長さ1000mm	1	13,400	13,400	
合計		1		13,400	

2 基準器を用いる計量器の検査

届出修理事業者の検査

右表の該当事項を記入のこと。

3 基準器検査を受けようとする場所及び期

- (1) 場所 静岡市駿河区有明町99
静岡駿河計器(株)
(2) 期日 2月10日

申請者区分	記入事項
特定市の長	定期検査・立入検査(質量基準器以外)
届出製造(修理)事業者	届出製造(修理)事業者が行わなければならない検査
指定製造事業者	指定製造事業者が行わなければならない検査
指定定期検査機関	指定定期検査機関が行わなければならない検査
計量士	計量士が行う適正計量管理事業所(株〇〇)における検査
計量士	計量士が行う定期検査の代検査

受付処理欄 (申請者は記入しないでください。)

所在場所基準器検査費用			円	受付印
検査手数料と所在場所基準器検査費用の合計			円	
不合格	器差	構造	合計	

- (注) 1 申請者欄は、基準器検査規則第2条第1項に定める者とする。こと。
2 代理人欄は、代理人により基準器検査を受けるときのみ記入し、委任状を合わせて提出すること。

基準器検査申請書

記入例 (基準ガスメーター)

令和3年2月1日

静岡県知事 様

申請者 住所 静岡市駿河区有明町99
氏名 静岡駿河計器(株)
名称及び代表者名 代表取締役社長 駿河一郎

代理人 住所
氏名
名称及び代表者名

下記の計量器につき、基準器検査を受けたいので、申請します。

1 検査を受けようとする計量器

種類	型式又は能力	数量	1個当たりの手数料(円)	手数料(円)	備考
基準湿式ガスメーター	計量体積10L	2	18,400	36,800	器物番号 111、123
合計		2		36,800	

2 基準器を用いる計量器の検査

届出修理事業者の検査

右表の該当事項を記入のこと。

3 基準器検査を受けようとする場所及び期

- (1) 場所 静岡市駿河区有明町99
静岡駿河計器(株)
- (2) 期日 2月10日

申請者区分	記入事項
特定市の長	定期検査・立入検査(質量基準器以外)
届出製造(修理)事業者	届出製造(修理)事業者が行わなければならない検査
指定製造事業者	指定製造事業者が行わなければならない検査
指定定期検査機関	指定定期検査機関が行わなければならない検査
計量士	計量士が行う適正計量管理事業所(株〇〇)における検査
計量士	計量士が行う定期検査の代検査

受付処理欄 (申請者は記入しないでください。)

所在場所基準器検査費用				円	受付印
検査手数料と所在場所基準器検査費用の合計				円	
不 合 格	器 差	構 造	合 計		

- (注) 1 申請者欄は、基準器検査規則第2条第1項に定める者とする事。
2 代理人欄は、代理人により基準器検査を受けるときのみ記入し、委任状を合わせて提出すること。

基準器検査申請書の「2 基準器を用いる計量器の検査」欄への記入事項

申請者区分	記入事項
特定市の長	定期検査・立入検査(質量基準器以外)
届出製造(修理)事業者	届出製造(修理)事業者が行わなければならない検査
指定製造事業者	指定製造事業者が行わなければならない検査
指定定期検査機関	指定定期検査機関が行わなければならない検査
計量士	計量士が行う適正計量管理事業所(株〇〇)における検査
計量士	計量士が行う定期検査の代検査